

# 新たな観光地域づくり補助金

福岡県では県内の観光資源の魅力向上、周遊促進、誘客・旅行消費の拡大を図るため、観光関連事業者が実施する体験プログラム開発、受入環境整備及び観光消費拡大に資する事業を支援する「新たな観光地域づくり補助金」を実施しています。

## 申請期間

**令和6年5月1日（水）から令和7年1月31日（金）**

※午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）

## 補助対象者

**県が指定する「広域観光エリア」内で事業を実施する観光関連事業者（飲食店、土産店、観光施設等）**

### 【広域観光エリア】

- ①宗像市・古賀市・福津市・芦屋町・岡垣町
- ②八女市・筑後市・広川町
- ③飯塚市・嘉麻市・桂川町
- ④行橋市・豊前市・苅田町・みやこ町・吉富町・上毛町・築上町
- ⑤久留米市・うきは市・朝倉市
- ⑥東峰村・添田町

## 補助金額

**補助率：補助対象経費の1/2以内**

**補助上限額：500万円（下記2-④に該当するもの）**

**補助上限額：200万円（下記1-①～③、2-①～③に該当するもの）**

## 補助対象事業

### 1. 体験プログラム提供事業者開発支援事業

- ①体験会場の改修（無線LAN環境整備、トイレ洋式化、バリアフリー化）
- ②インバウンド対応（外国語表記の案内板設置、多言語翻訳機器設置、多言語パンフレット制作）
- ③非接触型サービスの導入（キャッシュレス機器の整備等）

### 2. エリア内の観光消費促進支援事業

- ①新規ビジネス（飲食提供、土産販売等）立ち上げに必要な新規出店（店舗新設、増設等）
- ②新商品、サービスの開発及び当該商品、サービスの提供に必要な施設整備又は物品購入
- ③イベント・キャンペーン等の新規実施または拡充
- ④エリアへの誘客が特に高いと認められるイベント・キャンペーン等の新規実施

## 申請方法

**提出物：事業提案申請書、事業提案書、その他必要な書類**

詳しい申請方法やその他必要な書類については、県ホームページ、および新たな観光地域づくり補助金の交付要綱および実施要領をご確認ください。

○本補助金に関する県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r6aratanakanko-hojo.html>



## <申請フロー図>

※広域観光エリア毎に設置される検討会で審査された後、承認された案件について、交付申請手続きに進みます。



○お問い合わせ先 福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係 堤、立川、堀  
TEL：092-643-3446 FAX：092-643-3431